

改正高年齢法に基づく高年齢者雇用確保措置の実施状況等について (平成19年6月1日現在高年齢者の雇用状況)

「改正高年齢者雇用安定法」(以下「改正高年齢法」という)に基づき、事業主は、平成18年4月から段階的に65歳までの雇用確保措置を講じることが義務づけられ、平成19年4月1日から63歳までの「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」または「定年の定め廃止」のいずれかの措置を講じなければならないこととされた。(別添参照)

京都労働局では、同法律に基づく平成19年6月1日現在の高年齢者雇用状況報告書を提出した企業のうちから、従業員51人以上規模企業(1,690社)について、高年齢者雇用確保措置の実施状況等を集計した。(平成19年10月19日公表)

その概要は次のとおり。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

従業員51人以上規模企業(1,690社)のうち、1,543社(91.3%)が少なくとも63歳までの雇用確保措置を実施済み(全国92.7%)となった。

また、未実施企業は、147社(8.7%)となっている。(別紙表1)

なお、前年は、義務年齢が62歳で、79.0%が実施済み(全国84.0%)であったことからすれば、本年度の調査結果はまだ問題が残るものの高年齢者雇用確保措置が着実に進んでいるといえる。

(2) 企業規模別、産業別の状況

雇用確保措置の実施状況を企業規模別に見ると、従業員300人以下規模企業で取組が遅れている。(別紙表2)

また、産業別にみると、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「複合サービス業」及び「その他のサービス業」が平均を下回っている。

特に、情報通信業において実施率は低調になっている。(別紙表2)

2 雇用確保措置の具体的内容

(1) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢の設定については、実施済み企業(1,543社)のうち、改正高年齢法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢とした企業(定年の定めのない企業を含む)は、1,231社で79.8%(平成18年78.9%)となっている。(別紙表3-1)

(2) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の内訳については、実施済み企業(1,543社)のうち、「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は、32社で2.1%(平成18年同期1.2%)、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は、199社で12.9%(同16.4%)、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、1,312社で85.0%(同82.4%)となっている。(別紙表3-2)

(3) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度の内訳については、同制度を導入した企業(1,312社)のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、546社で41.6%(平成18年同期45.7%)であり、対象者となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、766社で58.4%(同54.3%)となっている。(別紙表3-3)

また、継続雇用制度を導入した企業(1,312社)のうち、労使協定の締結により、対象となる高年齢者に係る基準を定めている企業は、約半数の49.5%となり、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、改正高年齢法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は116社で8.8%(同9.0%)となっている。(別紙表3-3)

3 65歳以上まで希望者全員が働ける企業

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は668社で39.5%(全国、37.0%)となった。(別紙表4)

4 70歳までの雇用確保措置を導入した企業

70歳までの雇用確保措置を実施した企業は234社で13.8%(全国11.9%)となった。(別紙表5)

5 雇用確保措置の義務づけ前と比較した高年齢者の動向

改正高年齢法施行前(平成17年)に比較して、60~64歳の常用労働者数は、15,645人から18,720人に11.9%の増加(全国26.9%の増加)となった。

65歳以上の常用労働者数は、5,821人から7,843人に34.7%の増加(全国46.8%)となった。

いずれも、年齢計の4.8%の増加と比較して大幅な伸びを示している。(別紙表6)

改正高年齢法施行前(平成17年)に比較して、定年到達予定者のうち継続して雇用される予定者の割合は57.0%から義務化された平成18年の74.5%に比らべ17.5ポイントと大幅に増加した。また、平成19年は76.6%となり平成17年から1

9.6ポイントの増加となった。

なお、全国では、平成17年の48.4%から平成19年76.7%に28.3ポイント増加した。

3 今後の取組

労働局、ハローワークでは、事業所訪問により個別指導を行うとともに、事業主団体等と協力・連携を図りながら、未実施企業に対する啓発・指導に努めてきたところである。

今後、従業員51人以上規模の未実施企業については、早急な実施に向けた個別指導を行う。

また、従業員50人以下企業については、雇用確保措置の取組状況の把握に努め、集団指導や個別指導により助言・指導を行う。

「70歳まで働ける企業」の普及・啓発については、引き続き事業主団体等に委託している「70歳まで働ける企業」普及・啓発プログラム等を活用し取組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

	①実施済み	②未実施	①+②合計
企業数	1,543	147	1,690
比率	91.3%	8.7%	100%

表2 規模別・産業別実施状況

		①実施済企業割合	②未実施企業割合
規模別	51～100人	88.8%	11.2%
	101～300人	92.1%	7.9%
	301～500人	96.2%	3.8%
	501～1000人	98.7%	1.3%
	1,001人以上	98.1%	1.9%
	合計	91.3%	8.7%
産業別	農、林、漁業	—	—
	鉱業	—	—
	建設業	90.4%	9.6%
	製造業	91.0%	9.0%
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	—
	情報通信業	83.3%	16.7%
	運輸業	94.1%	5.9%
	卸売・小売業	87.3%	12.7%
	金融・保険業	95.5%	4.5%
	不動産業	94.7%	5.3%
	飲食店、宿泊業	96.7%	3.3%
	医療、福祉	94.7%	5.3%
	教育、学習支援業	94.3%	5.7%
	複合サービス事業	88.9%	11.1%
	その他のサービス業	91.0%	9.0%
合計	91.3%	8.7%	

表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)	②63~64歳	①+②合計
企業数	1,231	312	1,543
比率	79.8%	20.2%	100%

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度 の導入	①+②+③合計
企業数	32	199	1,312	1,543
比率	2.1%	12.9%	85.0%	100%

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員	②基準該当者		①+②合計
企業数	546	766		1,312
		労使協定	就業規則	
		650	116	
比率	41.6%	49.5%	8.8%	100%

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合

	定年の定めの廃止	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上継続雇用	合計	報告した すべての企業
	企業計	32 (4.8%)	157 (23.5%)		
中小企業 (51～300人)	32	142	419	593	1454 (100.0%)
大企業 (301人～)	-	15	60	75	236 (100.0%)

表5 70歳までの雇用確保措置を導入した企業の割合

	定年の定めの廃止	70歳以上定年	継続雇用		合計	報告した すべての企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上		
			企業計	32 (13.7%)		
中小企業 (51～300人)	32	3	35	131	201	1454 (100.0%)
大企業 (301人～)	-	-	2	31	33	236 (100.0%)

表6 年齢別常用労働者

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	404,739人(100.0)	15,645人(100.0)	5,821人(100.0)
平成18年	416,494人(102.9)	16,123人(103.1)	6,750人(116.0)
平成19年	423,988人(104.8)	18,720人(119.7)	7,843人(134.7)

(注) ()内は平成17年を100とした場合の比率

表7 定年到達予定者等の状況

	定年到達予定者	継続雇用予定者	定年による離職予定者
平成17年	3,879人(100.0)	2,212人(57.0)	1,667人(43.0)
平成18年	5,341人(100.0)	3,979人(74.5)	1,362人(25.5)
平成19年	6,797人(100.0)	5,204人(76.6)	1,593人(23.4)